工場委員制と職工案

藤永田更に馘首

藤永田造船所では過般の爭議の際職工選委員制度の實施を要求したが去る三日非公式に會社側の意見を發表した處造船勞働組合の幹部は四日次の四項を要求した

一、委員選擧方法は連記無記名復選擧とし各部内において五十名に付一名の割合を以て候補者を選擧す、委員は右の候補者中より連記無記名投票により互選す

二、委員數は十五名とし内八名は職工側より之れを選出し七名は所主之れを選定し議長は委員中より互選す

三、現に藤永田造船所内に從業する職工は全部選擧權を有するものとし被選擧資格は滿二十歲以上の男子とし之れを有す

四、委員は本工場にありては造機、造船、本工、敷津分工場にありては造機、造船、鐵管の各部より選擧す

然るに何故か會社は四日午後六時職工中領袖連七十五名に對し解雇通知を發し今五日午後六時手當金を支拂ふ事になつたので職工中には又復不平を唱ふるものなり三座勤搖の兆候を呈してゐる

藤永田の職工四項を提出

藤永田造船所では過般の爭議の際職工委員制度の實施を要求したが三日非公式に會社側の意見を發表した所造船勞働組合の幹部は四日次の四項を要求した(大阪電話)

一、委員選擧方法は連記無記名復選擧とし各部内に於て五十名に付一名の割合を以て候補者を選擧し委員は右の候補者より連記無記名投票に依りて公選す

二、委員數は十五名とし内八名は職工側より之を選出し七名は所主之を選出し議長は委員中より互選す

三、藤永田造船所内に從事する職工は全部選擧權を有するものとし選擧資格は滿二十歲以上の男子之を有す

四、委員は本工場にありては造機、造船、本工、敷津工場にありては造機、造船、鐵管の各部より選擧す

藤永田又た怠業

幹部職工が馘首された爲

煽動して茲に至らしめたも

藤永田造船所は職工側の爭議に對し解決方法として、調査委員會を組織する事となつたが、其委員に就て勞働者間に意見の相違を來し、會社側は少數の職工が全職工を

のと指摘し、續々幹部を馘首したが尚ほ漸次淘汰をなすべき形勢あるより工場内職工等は俄に不安を感じて仕事も手に付かず

大阪造船勞働組合の幹部七十五名を解雇

工場委員選出方法の意見書提出から

藤永田造船の高壓手段

大阪市西區新靱屋町藤永田造船所では先頃の勞働爭議の結果工場委員制度を設けることになり委員數を會社側八名、職工側七名と指定し一般職工の同意を求むべく本分兩工場へ掲示したと既報の如くであるが之に對し大阪造船勞働組合では四日幹部會を開いて對策を協議した結果職工全部の同意を得たものとして左の意見書を會社側へ提出した

交渉圖標組織調査委員選出方法

一、委員選擧方法は連記無記名復選擧とし各部内において五十名に付一名の割合を以て候補者を選擧す委員は候補者中より連記無記名投票により互選す

一、委員數は十五名とし内八名は職工側より選出し七名は所主之を選定す議長は委員中より之を互選す

一、現に藤永田造船所内に從業する職工は全部選擧權を有するものとす被選擧資格は滿二十歲以上の男子なるものとす

一、各部より本工場にありては造機造船、本工、分工場にありては造機造船、鐵管以上

之は曩に發表した會社側の案に對し職工側が意見を述べたまでのもの職工側では今回の制度は勞資双方の協定によるものとの解釋から出たものであるにも拘はらず會社側では右意見書を受理すると共に同夜突然造船組合の新幹部七十五名に對し解雇の通告狀を發した職工側では會社側の高壓手段に憤慨するものが多く不穩の形勢があるので住吉、泉尾兩署では警戒してゐる、因に會社では前記七十五名に對し五日午後四時夫々新規定の解職手當を支給する筈だが勞働組合では六日夜淀川勸業館で三菱造船所不當解雇糾彈演說會を開く事になつた

藤永田七十五名馘

委員選擧意見書を提出した職工幹部連を職工憤慨して不穩

藤永田造船所では右委員の數を會社側八名職工側七名と指定し一般職工の同意を求むべく本分兩工場に掲示したが大阪造船組合は四日幹部會を開き之が對策を協議の結果職工全部の同意を得たものとして工場調査委員選出方法につき協議の結果委員選擧方法は連記無記名復選擧とし各部内に於て五十名に付一名の割合を以て候補者を選擧し各部内に於て候補者中より連記無記名投票により互選す現に藤永田造船所内に住居する職工は選擧資格あるものとし被選擧資格は滿二十歲以上の男子なるものとす

藤永田で復馘首

昨七十五名

大阪藤永田造船所は既報の如く不穩と認むる職工二百名を解雇したが五日更に七十五名を解雇した其理由は工場委員制度實施さるゝに關し工場側と職工側の爭議を見たるより其の關係者に對し解雇したるもので職工側では會社横擧を鳴らし六日午後六時から失業者大會を天王寺公會堂に開催する由(大阪電話)